

耐震・安心住まいづくり支援事業

地震時の住宅の倒壊による被害の軽減を図り、安全なまちづくりを推進するため、住宅の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する支援や住宅の耐震化についての情報提供を行い、住宅の耐震性向上を図る。

【情報提供事業】

- ・相談窓口の設置
- ・各種支援制度（補助金、税制）の周知

【耐震診断支援事業】

- ・昭和56年以前の既存木造住宅について、耐震診断を実施する家屋所有者等に対して費用の補助をする市町に助成する。
- ・補助率：市町の補助する額と同額（上限7,500円）
- ・補助額：申請者15,000円、国15,000円、市町7,500円、県7,500円

【耐震改修工事支援事業】

- ・耐震診断で「危険」と判断されたものについて、耐震改修工事の補助をする市町に助成する。
- ・補助率：対象工事費の1/4（上限額30万円）。
- ・耐震改修工事と共に行う、高齢者又は障害者のためのバリアフリー工事及び省エネ改修工事に要する費用に対して助成する。
- ・補助率：対象工事費の1/10（上限額10万円）を補助

【耐震改修計画作成支援事業】

- ・耐震診断で「危険」と判断されたものについて耐震改修計画作成費の補助をする市町に助成する。
- ・補助率：市町の補助する額と同額（上限17,500円）
- ・補助額：申請者35,000円以上、国35,000円、市町17,500円、県17,500円

長崎県建築物耐震化事業

阪神大震災で多数が倒壊した昭和56年以前の旧耐震基準で建設された民間建築物の耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について助成を行う。

【助成の対象】

- 昭和56年5月31日以前に着工された3階かつ1,000㎡以上の建築物（幼稚園、保育所は2階かつ500㎡以上、老人ホーム等は2階かつ1,000㎡以上）
- ※耐震改修促進法における特定建築物

【助成の内容】

耐震診断に要する費用の2/3以内（上限160万円）

制度の詳細な内容に関しては、担当部局にお問い合わせ下さい。

問合せ先 長崎県土木部住宅課



問合せ先 長崎県土木部建築課

(7) 公共施設の適切な維持管理の推進

本県が管理する多くの公共施設が老朽化し、将来の維持管理にかかる費用が急激に増大していくおそれがあることから、「公共土木施設等維持管理計画基本方針」を平成19年3月に策定しました。この方針により、定期点検を行い、損傷を早期に発見し、計画的・効率的な維持管理を行って安全性・信頼性の確保と長寿命化を実現します。

維持管理計画策定の推進

基本方針をもとに、道路、河川、港湾、砂防施設などの点検と維持管理計画の策定を続け、適切な維持管理の実現へ向けて推進しています。



定期的に点検を行い、損傷の早期発見に努めます。



計画的に修繕を行うことにより長寿命化を図ります。

▶ 安全・安心なまちづくり

(1) 交通安全対策

交通事故による死傷者を減らし、安全で安心して暮らせるよう交通安全対策を進めます。

歩道などの交通安全対策の推進

安全で安心できる生活環境を確保するため、事故危険箇所における交差点改良や通学路や公共施設周辺などの歩道必要区間における歩道整備を進めます。

【関係地域】 県下全域

【平成24年度事業費及び事業箇所】

交通安全施設等整備事業 38箇所 19億5,580万円



一般県道湯ノ本芦辺線交通安全施設等整備事業（荏岐市芦辺町中野郷）

排水性舗装の推進

交通事故の減少のため、ハイドロプレーニング現象の低減や、夜間視認性の向上に効果のある排水性舗装の整備を進めます。また、排水性舗装の騒音低減効果を活し、沿道環境対策としての整備と併せて進めます。

【関係地域】 県下全域

【平成24年度事業費及び事業箇所】

沿道環境改善事業 1箇所 1,500万円



通常の舗装

排水性舗装

問合せ先 長崎県土木部道路維持課